

仮称リサイクルパークあさお建設事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について
(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

2 指定開発行為の名称及び所在地

仮称リサイクルパークあさお建設事業

川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成18年6月6日(火)

4 問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局施設部(仮称)リサイクルパークあさお建設担当

電話 044-200-2554

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

仮称リサイクルパークあさお建設事業に係る条例環境影響評価審査書（概要）

平成18年6月

川崎市

はじめに

仮称リサイクルパークあさお建設事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区王禅寺1285番地ほかの約5.5haの区域において、老朽化した王禅寺処理センターを建て替えるとともに、資源化処理施設及びプラザ棟を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成13年1月15日に環境配慮計画書を作成し、縦覧に供し、平成14年2月21日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成17年10月26日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、これを受けて公告・縦覧したところ、市民等からの意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に条例準備書の審査について諮問し、平成18年5月30日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 阿部 孝夫

住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：仮称リサイクルパークあさお建設事業

種類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 2 種行為）

廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項
及び 7 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区王禅寺 1285 番地ほか

区域面積：約 55,000 m²

用途地域：未指定（市街化調整区域）

(4) 計画の概要

ア 目的

ごみ焼却処理施設の建て替え、資源化処理施設（粗大ごみ処理施設
及びリサイクル施設）並びにプラザ棟の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積 (㎡)	構成比	備 考	
建 築 物 等	ごみ焼却処理施設	約 9,600	約 17.5%		
	資源化処 理施設	粗大ごみ処 理施設	約 3,000	約 5.4%	
		リサイクル 施設	約 3,000	約 5.4%	
	プラザ棟	約 700	約 1.3%		
	付属棟	約 800	約 1.4%	受電設備、洗車設備、連絡道、危 険物貯蔵庫、計量棟、生びん貯留 棟、ガスガバナー庫、駐車場(下 部)の一部を含む	
	煙 突	約 100	約 0.2%	高さ 100m	
構内道路、駐車場及び洗 車場等		約 13,750	約 25.0%	道路幅員：8 m 駐車場：一般車ほか	
緑 地		約 21,650	約 39.4%	現況保存緑地、雨水調整池(地下 貯留池)及び駐車場(下部)の一 部を含む	
連絡通路(遊歩道)		約 1,100	約 2.0%	南北に縦断する通路	
その他		約 1,300	約 2.4%	池、ゲートボール場、広場、トイ レ等	
合 計		約 55,000	100.0%		

ウ 建築計画等の概要

名 称		建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	高さ (m)	構 造
ごみ焼却処理施設		約 9,600	約 27,000	約 35	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造
資源化処理施設	粗大ごみ処理施設	約 3,000	約 6,000	約 16	
	リサイクル施設	約 3,000	約 6,000	約 16	
プラザ棟		約 700	約 1,900	約 16	鉄筋コンクリート造
付 属 棟	危険物貯蔵庫	約 25	約 25	-	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
	ガスガバナー庫	約 30	約 30	-	
	連絡道(プラザ棟と資源化処理施設)	約 75	約 75	-	
	連絡道(ごみ焼却処理施設と資源化処理施設)	約 150	約 150	-	
	生びん貯留庫	約 250	約 250	-	
	計量棟	約 170	約 170	-	
	受電設備	約 30	約 30	-	
	洗車設備	約 50	約 50	-	
トイレ等 (健康とふれあいの広場)		約 60	約 60	-	
合 計		約 17,100	約 41,700	-	
建ぺい率 (%)		約 31			
容 積 率 (%)		約 76			
駐車場台数		大型車：5台、小型車：49台(プラザ棟利用を含む。)			
緑 被 率 (%)		約 50			

工 施設計画の概要

(ア) ごみ焼却処理施設

項 目		概 要		
ごみ収集区域		川崎市麻生区、多摩区、宮前区、高津区の一部		
処理対象ごみ		一般廃棄物（家庭系、事業系）		
施設タイプ		ストーカ式焼却炉		
処理能力		450 トン/日（150 トン/日 × 3 炉） 中継設備：150 トン/ 6 時間		
運転計画		運転日数：280 日/炉・年 稼働時間：24 時間連続 受入時間：8 時半～17 時 勤務体制：2 交代制		
主 要 設 備	受入れ供給設備	ピットアンドクレーン方式		
	燃焼設備	ストーカ式焼却炉、補助ボイラ		
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ		
	排ガス処理設備	減温塔、消石灰吹込、活性炭吹込、バグフィルタ、触媒脱硝（アンモニア接触還元法）		
	余熱利用設備	発電（約 7,000～9,000kw）、給湯、蒸気 高効率な発電施設を設置し、施設内の電力を賄い、余剰電力は売電する。		
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式		
	飛灰処理設備	加熱脱塩素化、薬剤固化		
	排水処理設備	プラント排水	有機系排水は、生物処理（接触酸化等）する。 生物処理後の有機系排水と無機系排水は、物理化学処理（凝集沈でん等）の後、下水道に放流する。	
		生活排水	下水道に放流する。	
	脱臭設備	受入れ供給設備及び中継設備に設置する。 通常は焼却炉に誘引し燃焼する。 炉休止時には、活性炭吸着等の脱臭装置により脱臭する。		
中継設備	コンパクトコンテナ方式			
	搬入車両	4 トン車（5 日/週）		
	搬出車両	10 トンコンテナ車（5 日/週）		

(イ) 粗大ごみ処理施設

項 目		概 要	
ごみ収集区域		川崎市麻生区、多摩区、宮前区、高津区の一部	
処理対象ごみ		可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、小物金属	
施設タイプ		可燃性粗大ごみ：切断機及び多軸式破砕機 不燃性粗大ごみ、小物金属：回転式破砕機	
処理能力		55ト/5時間	
再生品		破砕鉄、破砕アルミ	
運転計画		運転日数：225日/年 作業時間：9時～17時 稼働時間：作業時間の内5時間	
主 要 設 備	受入れ供給 設備	可燃性粗大ごみ	ピットアンドクレーン方式
		不燃性粗大ごみ 小物金属	ピットアンドクレーン方式
	破砕設備	可燃性粗大ごみ	切断機及び多軸式破砕機
		不燃性粗大ごみ 小物金属	回転式破砕機
	選別設備	不燃性粗大ごみ	機械選別
	貯留・搬出 設備	可燃物	ごみ焼却処理施設まで直接輸送又は車両輸送 バンカ方式
		鉄、アルミ、残さ	バンカ方式
	排水処理設 備	プラント排水	ごみ焼却処理施設の排水処理設備にて処理する。
		生活排水	下水道に放流する。
	脱臭設備	ピット、ホッパ	活性炭吸着等の脱臭装置により脱臭する。
搬出入車両	搬入車両	4ト車(5日/週)	
	搬出車両	4～11ト車(5日/週)	

(ウ) リサイクル施設

項 目		概 要	
ごみ収集区域		川崎市麻生区、多摩区、宮前区、高津区の一部	
処理対象ごみ		資源ごみ（空き缶、空きびん、ペットボトル）	
処理能力		92 トン/ 5 時間 （空き缶：30 トン/5 時間、空きびん：50 トン/5 時間、ペットボトル：12 トン/5 時間）	
再生品		鉄、アルミ、ペットボトル	
運転計画		運転日数：225 日/年 作業時間：9 時～17 時 稼働時間：作業時間の内 5 時間	
主 要 設 備	受入れ供給 設備	空き缶、ペットボトル	ピットアンドクレーン方式
		空きびん	コンテナ式
	破袋設備	空き缶、ペットボトル	破袋機
	選別設備	空き缶、ペットボトル	機械選別を基本とする。
		空きびん	手選別あるいは機械選別
	再生設備	再生品（鉄、アルミ、 ペットボトル）	金属圧縮機、ペットボトル減容機
	貯留・搬出 設備	再生品（鉄、アルミ、 ペットボトル）	ストックヤード方式及びコンテナ方式
		空きびん（色別選別後）	ストックヤード方式
		残さ、袋	バンカ方式
	排水処理設 備	プラント排水	ごみ焼却処理施設の排水処理設備にて処理する。
		生活排水	下水道に放流する。
	脱臭設備	ピット、ホッパ	活性炭吸着等の脱臭装置により脱臭する。
	搬出入車両	搬入車両	4 トン車、中型パッカー 8 m ³ 車（3 日/週）
搬出車両		4～11 トン車（5 日/週）	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、ごみ焼却処理施設を建て替えるとともに、資源化処理施設及びプラザ棟を建設する事業であり、工事中における大気質、騒音、土壌汚染、動植物、交通安全対策等や供用時の大気質、悪臭、交通安全対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.058ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.077mg/m³で、いずれも環境基準(二酸化窒素:0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下)を満足すると予測し、さらに、排出ガス対策型建設機械の使用等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.049ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.072mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時におけるごみ焼却処理施設(ストーカ式焼却炉)からのばい煙の排出に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化硫黄(日平均値の2%除外値)が0.011ppm、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.048ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.095mg/m³、水銀(年平均値)が0.00313µg/m³、ダイオキシン類(年平均値)が0.122001pg-TEQ/m³で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、環境基準(二酸化硫黄:0.004ppm以下、二酸化窒素:0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m³以下、ダイオキシン類:0.6pg-TEQ/m³以下)を満足し、水銀は中央環境審議会の指針値(0.04µg/m³)を下回ると予測している。また、高濃度出現時(上層逆転層発生時)の短期将来濃度(1時

間値)の最大値は、二酸化硫黄が0.0891ppm、二酸化窒素が0.1108ppm、浮遊粒子状物質が0.2160mg/m³、塩化水素が0.0107ppmで、二酸化硫黄、二酸化窒素及び塩化水素は環境保全目標(二酸化硫黄:0.10ppm以下、二酸化窒素:0.2ppm以下、塩化水素:0.02ppm以下)を満足すると予測し、浮遊粒子状物質は環境基準(0.2ppm以下)を超えると予測しているが、現況においても既に環境基準を超えている状況にあり、ばい煙の排出に伴う付加率は最大4.6%と予測している。これらに対し、処理効率の高い最新の公害防止設備を導入するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、搬出入車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.049ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.072mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、急発進及び急停止の禁止等について運転者に対する指導及び監督を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、工事中及び供用時ともに、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、供用時のばい煙の排出の予測において、計画地周辺的一般環境大気測定局及び現地調査地点における年平均値の調査結果をバックグラウンド濃度としているが、この濃度には、既存施設による付加濃度が含まれていること、また、既存施設と新規施設の同時稼働はないことから、条例評価書で、既存施設と計画施設の最大付加濃度を比較することなどにより、将来の大気質の改善状況を明らかにすることが望ましい。

また、高濃度出現時の短期濃度予測においては、現実の気象条件や拡散条件から生じ得ない、最も濃度が高くなる風速、大気安定度等の条件を組み合わせて予測していることを条例評価書に付記すること。

さらに、有害物質等による大気質への影響が懸念されていることから、ばい煙の排出に伴う大気質への負荷をさらに低減するため、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び排ガス処理装置に関し適正な維持管理を徹底するとともに、技術の進歩に応じた装置の見直し等を行い、大気汚染物質及びダイオキシン類の排出量の削減に努めること。

イ 悪 臭

供用時におけるばい煙の排出に伴う悪臭については、アンモニアの最大付加濃度が0.00034ppm、臭気濃度の最大付加濃度は0.036で、

臭気指数に換算して 0 となり、いずれも環境保全目標値（アンモニア：1ppm、臭気指数：15）を下回ると予測し、また、廃棄物の貯留施設及び搬出入車両の走行に伴う悪臭については、計画施設の悪臭防止対策は、現況施設と同程度であること、現況施設における悪臭の調査結果では、臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質濃度が全て規制基準を下回っていることから、計画施設の供用時においても現地調査結果と同様に、臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質濃度は規制基準値を下回ると予測している。

さらに、焼却処理施設の燃焼温度を 900 以上に維持するとともに、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき収集地域より発生するごみの減量化に努め、悪臭の原因となるごみの量を減らすなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画施設の供用に伴う悪臭は、地域住民が日常生活において感知しない程度であるとしているが、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水質（公共用水域）

本計画では、造成工事の初期段階に防災調整池を設置し、工事中に発生する濁水を一時的に貯留し、土砂を沈でんさせた後に公共用水域に放流するとしている。また、工事中の管理として、防災調整池の堆積土砂を定期的に除去し、容量確保に努めるとともに、河川への放流量及び濁度の調査を実施するなどの監視を行うことから、排水中の浮遊物質濃度は、環境保全目標（70mg/L 以下）を満足すると予測している。さらに、濁度の測定結果が浮遊物質濃度に換算して 70mg/L を超過する非常時の場合には、防災調整池の流入口前において凝集沈でん設備により処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしているが、防災調整池の管理状況を適切に把握するため、河川への放流量及び濁度の調査結果を記録し、工事終了期間まで保管すること。

エ 水象（湧水）

本計画では、造成工事に伴い計画地内の湧水が消失するが、掘削工事に際して止水性の高い土留壁を用いること等により、計画地周辺の湧水に影響を及ぼすことはないと予測している。また、計画地内の湧水は、水生生物の生息域となっていないこと及び利水状況がないこと、

さらに、ゲンジボタル等の重要な生息域となっている計画地周辺の湧水については、保存方法及び有効活用について検討を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地及びその周辺の湧水地の利水や生物の生息環境に影響を及ぼさないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、計画地周辺の湧水地の保存方法等に係る検討結果について、市に報告すること。

オ 地形・地質（斜面安定）

本計画では、最大の切土斜面における安定計算結果は、常時が1.656、地震時が1.278で、「宅地造成に関する工事の技術指針」に定める安定率（常時：1.5以上、地震時：1.2以上）を満足すると予測している。さらに、シート等による表面对策や法面保護策等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、工事の実施にあたっては、安全対策を徹底すること。

カ 地盤（地下水位）

本計画では、低地部の掘削工事においては、自由地下水の水位が掘削底盤によりも低いこと、丘陵部の切土工事においては、切土工事が地表付近に限られ、周辺井戸の取水帯水層の深度が深いことから、地下水の湧出は少ないと予測している。

また、防災調整池の掘削工事においては、地下水が湧出すると予測しているが、これに対し、止水性の高い土留壁を採用し、掘削エリアの両サイドに自立式鋼矢板を設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

キ 土壌汚染

本計画では、現地調査において汚染土壌が確認された場所は、盛土及びアスファルト舗装等により被覆されており、また、土地の改変前に正確な汚染濃度と範囲を確認し、計画地内から場外搬出し、法令に基づき適正に処理することから、周辺環境に及ぼす影響は少ないと予測している。

さらに、防災調整池の設置予定地等の掘削工事に際しては、土地の改変前に、特定有害物質を対象に、「川崎市公害防止等生活環境の保

全に関する条例」に基づく土壌調査を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしているが、汚染土壌の場外搬出にあたっては、飛散等の防止対策を徹底するとともに、処理対策の実施にあたっては、周辺住民に対策の内容等を説明すること。

ク 植物（植物相、特筆すべき個体）

本計画では、現況のコナラ群落の約3割を現状のまま保全するが、改変区域に位置するコナラ群落等及び改変区域に生育する注目される種であるタマノカンアオイの生育基盤の一部については、造成等の工事により消失すると予測している。これに対し、計画地内の表土を保全した上に郷土種による植栽を行い、新たな生育基盤及び生態系の基盤を形成するとともに、改変区域に生育するタマノカンアオイについては、保全するコナラ群落の中の生育適地に移植を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の植物相は、適切な保全育成を図ることができ、また、特筆すべき個体であるタマノカンアオイは適切な保全を図ることができるとしている。

しかしながら、タマノカンアオイの移植にあたっては、活着性の観点から、移植時期、移植地の選定等に十分配慮するとともに、保全するコナラ群落の適正な管理及び育成に努めること。

ケ 動物（動物相、特筆すべき個体）

本計画では、造成等の工事により、改変区域に位置するコナラ群落等は消失することから、樹林を生息基盤としている動物相の生息環境も一部消失すると予測している。

また、注目される種については、計画地及び周辺部の複数箇所、ゴイサギ、コサギ、アオサギ、チョウゲンボウ、アオゲラ及びヒバリ（鳥類）、アオダイショウ（爬虫類）、ニホンアカガエル（両生類）並びにギンヤンマ（昆虫類）が確認されているが、鳥類については、消失するコナラ群落等がこれらの種の営巣環境や主たる餌場とはなっていないことから、生息環境に与える影響は小さいと予測し、爬虫類及び両生類については、樹林を主な生息環境としていることから、生息環境の一部が消失すると予測し、昆虫類については、主な生息環境として水辺を利用していることから、生息環境に与える影響は小さいと予測している。

これらに対し、計画地内の表土を保全した上に郷土種による植栽を行い、新たな生息環境、生育基盤及び樹林生態系の基盤を創出及び形成するとともに、保全するコナラ群落の林床管理を行うことにより生息環境の質を高め、さらに、新たな湿地性昆虫類の生息基盤及び湿地生態系を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、動物相及び生態系は、適切な回復育成を図ることができ、また、特筆すべき個体については、適切な保全を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、動物相及び特筆すべき個体の適切な保全及び回復育成を図るため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

コ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、消失するコナラ群落等の生育種を踏まえ、コナラ、イヌシデ、エゴノキ等の郷土種を用いることから、計画地の環境特性に適合していると予測し、また、埋土種子からの発芽による郷土種緑化を図るため、改変区域の表土を保全活用して植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な保全育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 50.0%で、地区別環境保全水準(26.0%)を上回るとともに、現況の緑被率(41.5%)も上回ると予測し、さらに、コナラ群落の林縁部には郷土種を植栽し、早期の高木林形成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑被を著しく減少させないことができるとしているが、事業の実施に際しては、屋上緑化を含めた樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、植栽基盤の整備に必要な土量約 1,515m³を上回る良質な客土約 1,700m³を使用するとともに、川崎市緑化指針の植付け

方法に基づいた植栽を行うとしている。また、計画地の黒色土は、透水性が良く、保水力、保肥力及びリン酸固定力が大きいことから、植栽基盤として非常に適した土壌であると予測している。さらに、必要に応じて適宜事前の土壌矯正を行うとともに、屋上緑化は樹木の生育に必要な植栽土壌厚を確保し、灌水及び排水設備の整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の保全育成に係る適正な土壌の保全を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、植栽基盤の整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚及び屋上緑化地の構造等について、市関係部署と協議すること。

サ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界線付近において71.5～79.0 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械及び低騒音工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において64.2～73.02 デシベルで、予測地点6地点のうち、5地点で環境基準（No.4：60 デシベル以下、No.1、2、5、6：65 デシベル以下、No.3：70 デシベル以下）を超えると予測しているが、当該予測地点は現況において既に環境基準を超えている状況にあり、工事用車両による騒音の増加量は0.2 デシベル以下と予測している。これに対し、工事用車両の入退場が特定の時間帯に集中しないよう管理するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時における施設（送風機、蒸気タービン、ごみ投入機、ごみクレーン、回転式破砕機等）の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界線において昼間42.5 デシベル、朝・夕及び夜間41.7 デシベルで、環境保全目標（昼間：55 デシベル以下、朝・夕：50 デシベル以下、夜間：45 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、必要に応じて低騒音型の機器の導入、消音器の装着等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、搬出入車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において65.0～73.2 デシベルで、予測地点6地点のうち、5地点で環境基準を超えると予測しているが、当該予測地点は現況において既に環境基準を超えている状況にあり、搬出入車両による騒音の増加量は1.2

デシベル以下と予測している。これに対し、急発進及び急停止の禁止等について運転者に対する指導及び監督を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、工事中及び供用時ともに、周辺地域の生活環境に著しい影響を与えないとしている。

しかしながら、車両の走行に伴う等価騒音レベルの予測結果において、予測地点 No.3 は No.4 及び No.5 と比べ、現況交通量が 3 倍程度多いにも関わらず、現況交通量による予測結果はほぼ同じ値であり、現況調査結果による現況の騒音レベルに見られる違いが予測結果には現れていないことから、条例評価書でその理由を明らかにすること。

また、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両の走行に伴う騒音が複数の予測地点で、環境基準を超えている状況下であることを考慮し、工事用車両及び供用時の搬出入車両の過度な集中を避けるため、運行管理の徹底を図るとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

シ 低周波音

供用時における施設の稼働に伴う低周波音は、全予測地点において G 特性感覚閾値である 100dB を下回ると予測し、また、F 特性の周波数分析結果は、全予測地点において「周波数別建具のがたつき閾値」を下回ると予測している。

さらに、低周波音の発生源となる設備機器は、建屋への収納、消音器の装着及び防音施工を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

ス 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界線において 67.7～72.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械及び低振動の工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルは、ピーク時において 37.01～51.01 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両の入退場が特定の時間帯に集中し

ないよう管理するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時における施設(破砕機、蒸気タービン、飛灰処理装置、振動フィーダー等)の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界線において昼間 54.2 デシベル、夜間 54.1 デシベルで、環境保全目標(昼間 : 65 デシベル以下、夜間 : 55 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、計画施設内の設備機器は十分な強度を有する基盤の上に設置し、低振動型の機器の導入、発生する振動が大きい機器には防振ゴムを設置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、搬出入車両等の走行に伴う振動レベルは、ピーク時において 37.5 ~ 51.4 デシベルで、環境保全目標 (65 デシベル以下) を満足すると予測し、さらに、急発進及び急停止の禁止等について運転者に対する指導及び監督を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしており、これらのことから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両の走行に伴う振動レベルの予測結果において、現地調査結果による現況の振動レベルと現況交通量による予測結果との乖離が極めて大きいこと、また、予測地点 No.3 の現況交通量による予測結果のみが現地調査結果による現況の振動レベルより小さい値になると予測していることから、条例評価書でこれらの理由を明らかにすること。

また、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

セ 廃棄物

(ア) 一般廃棄物

本計画の供用時における一般廃棄物としては、ごみ焼却に伴う焼却残さ(焼却灰及び焼却飛灰)があり、1 日当たりの発生量は最大焼却能力 (450 トン/日) の場合において約 60 トンと予測し、焼却残さは、現況施設と同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処分し、また、焼却残さに含まれる重金属等は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく埋立基準値を下回ると予測している。さらに、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、収集地域より発生するごみの減量化に努めることにより、ごみ焼却量

を抑制し、発生する焼却灰を減量するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、焼却残さの搬出にあたっては、周辺環境への影響を防止するため、条例評価書において搬出の際の管理方法等を明らかにすること。

(イ) 産業廃棄物

本計画の工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら 4,515m³、金属くず 3,316ト、ガラスくず及び陶磁器くず 1,761トン、木くず 1,238ト等と予測し、これらについては、分別排出を徹底した後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた業者に委託し、適正に処分するとしている。また、現況施設の解体工事にあたっては、「川崎市廃棄物処理施設の解体におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」等に基づき実施するとともに、事前にアスベスト成型板等の非飛散性アスベスト建材の使用状況の調査を行い、使用が確認された場合は、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づき周辺環境対策を講ずるとしている。さらに、産業廃棄物を再資源化する業者を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、具体的な再資源化の内容が明確でないことから、条例評価書において可能な限り明らかにし、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

本計画の工事に伴う建設発生土は約 78,100m³と予測し、すべてを計画地内で盛土として再利用することにより、建設発生土の計画地外への搬出はないことから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事全体の掘削・切土量と盛土量は、いずれも 78,100m³で、同量としているが、通常、盛土の容量は、掘削・切土量より増加することから、条例評価書ではこの点を踏まえた表現に改めること。

ソ 景 観

本計画では、ごみ焼却処理施設を谷間の中央に配置し、また、煙突を現況施設の煙突に近い位置とすることから、建築物等が周辺に与える景観の変化は軽減すると予測している。また、建築物及び工作物のデザインや色調を周辺の自然環境に調和するように配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

タ 日照阻害

本計画は、法令に定める日影規制の内容を満足するとともに、冬至日の周辺住宅地盤面において周辺住居に及ぼす日影時間が1時間未満となるように、建築物の配置、形状等に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、住環境に著しい影響を与えないとしており、この評価は概ね妥当である。

チ 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態調査を行い、その内容に応じて共同受信施設の設置、受信アンテナの改善等の原状回復措置を講ずるとしており、また、原状回復措置の方法、時期、範囲等については、関係者と十分な協議を行うことから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ツ コミュニティ施設

本計画では、計画地内の健康とふれあいの広場は、工事期間中、コミュニティ施設としての機能が失われるが、計画地の周辺には王禅寺ふるさと公園、王禅寺公園等が分布し、健康とふれあいの広場を代替するコミュニティ施設が存在することから、計画地及びその周辺のコミュニティ施設が持つ機能は、ほとんど変化しないものと予測している。また、健康とふれあいの広場及び遊歩道（健康とふれあいの広場とヨネッティー王禅寺との連絡通路）は、工事完了後に、現況と同様に復元し、延命地蔵尊のバス停は現況と同様にバス停利用者の歩行スペースを確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生

活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

テ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、交差点飽和度は、工事用車両等の走行時において 0.203～0.562 で、供用時の搬出入車両の走行時において 0.318～0.595 で、いずれも交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事中においては工事用車両が短時間に集中しないよう管理し、供用時には搬出入車両の空車を減らし、走行台数の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全については、工事用車両及び供用時の搬出入車両の走行ルートは、ほとんどの区間においてマウントアップ形式の歩道又はガードレールが整備され、安全な状況であると予測している。さらに、工事中は、歩道又はガードレールが設置されていない区間の要所に交通整理員を配置するとともに、工事中及び供用時は、歩道又はガードレールが設置されていない区間並びに横断歩道が連続する区間では、低速走行を行う交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、生活環境の保全に支障はないとしているが、工事中及び供用時ともに交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

ト その他

（ア）施設計画

本計画では、煙突の建て替えを予定しており、煙突の存在は、環境に与える影響が大きいにも関わらず、条例準備書では煙突の建設計画等について十分な説明がなされていないことから、条例評価書で耐震性等を含め煙突の建設計画を明らかにすること。

（イ）解体工事計画

本計画は、ごみ焼却施設の建て替えを行う事業であり、既存施設の解体に伴いダイオキシン類やアスベスト等の飛散等、周辺環境への影響が懸念されることから、煙突を含めた解体の手順や方法、作業管理の内容、環境影響の未然防止策等について条例評価書で明ら

かにすること。

(ウ) 交通計画

供用時において搬出入車両が増加することから、大気質、騒音、振動及び地域交通への影響を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、車両の適切な運行管理や運転者への教育等により交通量のピークの分散に努めるなど、種々の方策を検討し、環境への負荷の低減策を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「エネルギー」、「有害化学物質」、「資源」及び「光害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「大気質」、「騒音」及び「振動」を、また、供用時の「大気質」、「植物」、「動物」、「緑」及び「地域交通（交通混雑）」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であるが、個別事項で指摘した内容及び次の指摘内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、環境の保全に支障が生ずる場合は、速やかに市に連絡するとともに、適切な環境保全のための措置を講ずること。

(ア) 大気質

本計画では、供用時の大気質について、最大着地濃度と予測された地点の近傍1地点で、1週間の調査を行うとしているが、有害物質等による大気質への影響が懸念されていることから、供用後のばい煙の影響を的確に把握するため、複数の地点で調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成13年	1月15日	環境配慮計画書の受理
	1月30日	環境配慮計画書公告、縦覧
	2月28日	環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 16件
	3月7日	指定開発行為者あて意見書の内容の送付
平成14年	2月21日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	3月13日	条例方法書公告、縦覧開始
	4月26日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 23件
	4月30日	指定開発行為者あて意見書の内容の送付
	5月9日	市長から審議会に条例方法書について諮問
11年	1月5日	審議会から市長に条例方法書について答申
	12月19日	条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
平成17年	10月26日	条例準備書の受理
	11月8日	条例準備書公告、縦覧開始
	12月16日	条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 17件
平成18年	2月13日	条例見解書の受理
	2月21日	条例見解書公告、縦覧開始
	3月22日	条例見解書縦覧終了 公聴会開催の申出 なし
	4月13日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	5月30日	審議会から市長に条例準備書について答申
	6月6日	審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成14年 5月9日 市長から仮称リサイクルパークあさお建設
計画に係る条例環境影響評価方法書の審査
について、審議会あて諮問

5月10日 審議会（現地視察）

9月20日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）

10月22日 審議会（条例方法書答申案審議）

11月 5日 審議会から仮称リサイクルパークあさお建
設計画に係る条例環境影響評価方法書の審
査結果について、市長あて答申

平成18年 4月13日 市長から仮称リサイクルパークあさお建設
計画に係る条例環境影響評価準備書の審査
について、審議会あて諮問

4月18日 審議会（現地視察）

4月27日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）

5月29日 審議会（条例準備書答申案審議）

5月30日 審議会から仮称リサイクルパークあさお建
設計画に係る条例環境影響評価準備書の審
査結果について、市長あて答申